

意見（金矢拓氏）

1 今回、付添人活動をする弁護士の立場で意見を求められていると承知しております。昨年神戸新聞での報道があって以降、今回記録が廃棄された事件の付添人であった方々を含め、少年事件に関わる弁護士とこの記録の廃棄について話をいたしますと、やはり個別事件の当該少年の付添人としては、少年自身の為に利用が終わった記録については早々に廃棄されるべきであると考える方が多いように感じております。

他方で、そういう弁護士の方々も、少年事件に関わった法律家としては、法制度の発展に記録の原典が果たす役割についても理解できるという点で、ただ廃棄すればそれでよいというわけではなく、二つの視点のバランスで、そのどちらを重視されるかということで、意見の分布にも幅があるように感じているところでございます。

ただ、いずれにいたしましても、一度廃棄されてしまった記録は将来いかなる事情が発生しても二度と検証、調査、研究の対象とすることはできませんし、今回明らかになった、当然2項特別保存されていてしかるべきと考えられる記録の廃棄につきましても、取り返しのつかない事態になっていると感じているところです。

なお、今回の議論は2項特別保存に関するものでありまして、1項特別保存に関しては直接的には対象ではないと思っておりますけれども、一言だけ述べさせていただきます。

刑事確定訴訟記録の再審保存記録の保存については、刑事確定訴訟記録法で条文上法定されている中で、本人等には請求権があり、不服申立てができるということになっておりますが、少年事件記録の1項特別保存、少年保護処分取消し等に関するものとして扱われる1項特別保存については最高裁の規程上の要望として扱われ、要望があればこれを十分に参酌することとされてはおりますけれども、報道されたような2項特別保存の状況を見ますと、若干心許なくなるところでありまして、現時点でなお存在する記録につき少年や元付添人などから要望があれば、一度廃棄されれば取り返しがつかない点を重視した適切な運用を求めたいと考えるところです。

そこで、2項特別保存について考えるに当たりまして、記録の保存を議論するのであれば、何のために保存するのか、その意義、とりわけ利用についても検討されるべきではないかと考えました。今回廃棄になったことは、どこかに保存の目的、あるいは保存の意義の意識が希薄であって、その結果、保存すべきなのかどうかという検討が不十分になったというところがあったのではないかと感じたりするからであります。

その前提として、わざわざ指摘するまでもないこととは思いますが、少年

事件の記録の性質について少し確認をさせていただきたいと思います。

- 2 少年審判は非公開でありまして、記録についても閲覧制限があり、第三者が誰でも閲覧できることは想定されていません。この点で裁判の公開原則のもとに記録の閲覧についても、第三者の閲覧が当然に想定されている刑事裁判、民事裁判と、そもそも根本的に性格が異なるものだと捉えております。

少年審判の審判対象である要保護性の審理のためには、少年の性格、全生活史のみならず、その家族のプライバシーに関わる事項も詳細に明らかにする必要があり、かかる情報は調査記録、社会記録に限らず、捜査記録や法律記録にも多く含まれていると承知をしております。

そして、少年保護者、関係者から情報を得るためには、手続の非公開性と、それが外に漏れないという秘密性は不可欠でありまして、この点、弁護士付添人も家庭裁判所から広く情報の管理については、繰り返し注意を求められているところであります。

プライバシーに関わる事項の中でも、少年本人も知らない情報、典型的な話としましては、少年には知らせていない親族関係や出生の秘密などがある場合には、私もどこか態度でそういうことが現れないかなども含めて、特に神経を使います。

いずれ本人が知るべき情報であっても、先に知っている必要のない大人からハプニングのような形で知らされるべきではなく、丁寧に向き合って伝えられるべき重みのある情報だと思っています。

また、思春期、青春期にある少年が当事者になることが多いため、性非行と無縁の少年であっても、性的な関心や異性関係についても詳細な情報が集められていることがあります。

かかるセンシティブなプライバシー情報も、直接的に審判の結果を左右するピースとなる情報ではないとしても、事案なり少年なりを理解する上では欠かすことのできないピースであり、一部だけ保存しなかったり、あるいは利用しなかったりということはできない関係にあるのではないかなと考えております。

そして、量的に大部分を占める法律記録につきましては、全件全記録送致主義が採用されており、刑事裁判のように選別されていないため、その中にも多数のプライバシー情報が含まれています。

例えば、交際相手とのSNSでのやりとり全部といったものが、本人の行動記録の証拠として、スマートフォンの解析結果として含まれていたりします。

当然、こういうものは少年のプライバシー情報であるとともに、少年の交際相手

のプライバシー情報という性格も持っていることになります。

- 3 こういった少年事件の記録の性質は、少年法の目的である少年の健全育成、少年の成長発達支援のためという位置づけから生じるものであり、少年の健全育成、少年の成長発達支援という目的のもとに、要保護性に基づき審理をして、適切な処分を選択することが、早期に少年の逸脱行動を解消して、社会のまっとうな一員として歩むために有効だと考えられているから、その観点で収集され、記録として取りまとめられているということになると思います。

そうだとすれば、例えば、要保護性の審理のために必要な情報を、あとで情報ソースが分かるかもしれないといった理由で関係者が出し渋るなどして、少年審判に必要な情報が十分に集まらず、審判の機能が低下するような利用ということは厳に慎まなければいけないことだろうと考えています。

他方で、事件の記録の保存の意義も多面的で、想定される利用の在り方も多様なのではないかと考えます。

まず、「事件記録等保存規程の運用について」の中で、法令の解釈運用上、特に参考になる判断が示された事件や、少年非行等に関する調査研究の重要な参考資料となる事件などについて2項特別保存がされるべきとされており、こういう類型で保存される少年事件記録は審理過程において生じる困難な問題や法改正の要否・当否、被害者等に対する支援の方策を検証・検討する手がかりとして重要な意義を持つと理解しております。

このような検証・調査・研究に当たっては、少年事件の記録の性質を踏まえ、秘密保持ができる研究態勢の人員の範囲に限ることを前提に、他方で限定しすぎて視点の多様性を失わないような形で利用がされるべきと考えます。

なお、個別の事件のメカニズムや背景に対する社会的な関心から、検証・調査・研究されるということも、この検証・調査・研究の一形態と考える意見もあるかもしれませんが、特定事件、特定個人と結びついたプライバシー情報を含めて、社会的に公開するような利用の仕方については同意できないところであります。

他方で、社会に大きな影響や衝撃を与えた事件の歴史的記録という点では、保存の意義が抽象的には考えられるところですが、先ほど述べた個別の事件のメカニズムが背景の社会的な関心からの検証・調査・研究、あるいは広く考えれば、一般的な関心に基づく閲覧に結びつきやすいと思われます。

歴史的記録、歴史的資料として見ると、閲覧できる者の範囲が広がることは間違いなく、そうした場合、詰めて考えているわけではありませんが、少なくとも当事

者の存命期間中は非公開とするような、一定の長期間の閲覧制限も必要になるのではないかなどと思います。仮にそうだとした場合、平成12年改正により、少年法20条2項が新設され、刑事処分相当で検察官送致となって刑事裁判を受けることが増えていることを踏まえ、刑事確定訴訟記録として重要部分の閲覧が想定され、不都合な事態というのはそうそうないのではないかと思います。

そのように考えますと、この委員会の議事要旨として公開されているところに載っております対象事件やそれに類するものというものは、廃棄すべきと思われませんが、とにかく残せばよいというわけではなく、精査して残すものが数としては増えるとしても、対象範囲としてはあまり広げるべきではないのではないかと考えております。

4 最後に、少年審判の非公開性を補完するものとしての記録をどのように考えるかというところです。

少年審判が非公開で記録も閲覧に制限があるということで、少年審判がどのように運用されていて、どういう役割を果たしているかに関する世間の理解が深まらない面があると以前から考えております。

ただ、こちらに関しましては、少年事件の記録の利用閲覧とは別の問題で、原記録をそのまま利用するというのではなく、一定研究の中で作成される模擬審判の映像であるとか、模擬記録などを通して理解を深める努力をする必要があるのではないかと考えております。

こちらに関しては、仮に模擬審判や模擬記録を作るということになりますと、一定の手間暇や予算もかかる事柄だと思いますが、少年審判が果たしている役割を国民の皆さんに広く理解していただく、あるいは、その前段階で報道機関の皆さんに理解していただくツールとしてそういうものがあるということ自体が必要なのではないかと考えているところです。

私の意見は、以上になります。